

議会運営委員会

令和元年5月31日（金曜日）午前10時開会

出席委員（8名）

委員長	相馬剛	副委員長	齊藤誠之
委員	中里康寛	委員	田村正宏
委員	星野健二	委員	鈴木伸彦
委員	眞壁俊郎	委員	玉野宏

欠席委員（なし）

オブザーバー（2名）

議長	吉成伸一	副議長	松田寛人
----	------	-----	------

説明のための出席者

市長	渡辺美知太郎	副市長	片桐計幸
総務部長	山田隆	総務課長	五十嵐岳夫
総務課長補佐	鈴木正宏	行政係長	佐藤吉将
企画部長	藤田一彦	産業観光部長	小出浩美
生活環境部長	鹿野伸二		

出席議会事務局職員

議会事務局長	石塚昌章	議事課長	小平裕二
議事課長補佐 兼庶務係長	平川雅子	議事調査係長	関根達弥
主査	室井良文		

議事日程

1. 開会
2. 挨拶
3. 協議事項

(1)令和元年第3回那須塩原市議会定例会について

①提出案件について

○市長提出案件 21件

・人事案件 1件

・補正予算案件 1件

・条例案件 6件

・財産の取得案件 2件

・契約の締結案件 2件

・報告案件 9件

(即決案件)

(追加案件)

○議会提出案件 2件

(即決案件)

(追加案件)

②議案に対する質疑・討論について

③会派代表質問(通告会派 4派)について

④市政一般質問(通告者 15名)について

⑤請願・陳情等の取扱いと委員会付託について

○新規に受理した請願・陳情 1件(別紙請願・陳情等文書表)

⑥会期及び会期日程について

○会期は、6月7日(金)から 月 日()までの 日間

(2)議会基本条例第11条に基づく計画等について

(3)その他

4. 閉 会

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 相馬委員長 皆さん、おはようございます。
議会運営委員会の開会をしたいと思います。

◎委員長挨拶

- 相馬委員長 議会の委員会の再編後、初めての議会運営委員会の開催となります。委員の皆様には、御多用中と思いますが、御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、6月定例会における議会運営、それから議会基本条例第11条に関わる議決事件について、さらには当委員会の今後の取り組みなどについてが協議の内容でございます。委員の皆様には、円滑な委員会の進行に御協力いただきますようお願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。

◎議長挨拶

- 相馬委員長 続いて、議長から御挨拶をお願いします。

吉成議長、よろしく申し上げます。

- 吉成議長 皆さん、おはようございます。

6月議会前の議会運営委員会ということで、御参集いただきまして、大変にありがとうございます。

議会は年2回、議場コンサートを開催しております。今回もその議場コンサートということで、地元のシンガーソングライターの松本加奈子さんのコンサートが予定をされております。この那須

地区で活動している人たちを中心に招聘をしているわけでありますが、結構これは議会事務局の方々にとっては悩ましくて、大変な、適任者を探すのは大変苦労しているんですね。5月19日だったと思いますけれども、烏ヶ森公園で花まつりがあったわけですね。その際に南小学校の演奏がありまして、大変上手だなと感じました。それで、きのは黒磯中学校体育館の落成のお祝いで吹奏楽部が、これは中学生ですから本当に素晴らしい演奏をしてくれました。あ、本当に地元がたくさん実はそういった団体であり、逸材のグループがあるんだなということを再確認をさせていただきましたので、また開催されるわけですが、今後についてはそれらを参考にしながら、ぜひ議場コンサートで盛り上げていって、子供たちが議会に関心を持っていただく、そういった一助になるように今後は開催していきたいなど、このように考えております。

今回6月議会、渡辺市長、初めて質問に答えるということで、4党派15人の議員の皆さんの質問ということですから、最近にしては本当に多い方々がそれぞれ市長と様々な論戦を繰り広げる熱い議会になるんじゃないかと私は大変期待をしております。議長という立場から、ぜひ円滑な議事運営に御協力いただけますことをお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

◎市長挨拶

- 相馬委員長 次に、市長から御挨拶いただきます。
渡辺市長、お願いいたします。

- 渡辺市長 おはようございます。

本日は、令和元年第3回那須塩原市議会定例会

に係る議会運営委員会の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

さきの市議会臨時会において議会運営委員会の新たな構成が決定をされ、今回が初めての定例開催と存じます。正副委員長を初めとして、議会運営委員会委員の皆様方には、引き続き市政運営に関しまして御理解、そして御指導のほどを何とぞよろしくお願い申し上げます。

今回の市議会定例会に御提案申し上げますのは、人事案件1件、令和元年度補正予算（案）1件、条例の一部改正案件6件、財産の取得案件2件、契約の締結案件2件、繰越計算書の報告案件6件、公社等の経営状況報告3件の合計21件であります。議案等の概要につきましては、この後、総務部長から説明がありますが、いずれも大変重要な案件でありますので、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

また、併せまして、議会基本条例第11条に該当する計画等の協議につきましても、この後、担当部長が説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

今、議長からも御挨拶がございました、6月議会、私も初めて答弁に立たせていただきます。極力私が答弁に立ちまして、議員の皆様方の御質問に答えたいと思っておりますので、ぜひとも御指導いただければと思っております。

以上をもちまして、私からの御挨拶とさせていただきます。よろしくお願い致します。

◇

◎協議事項

○相馬委員長 それでは、3の協議事項に入ります。まず(1)令和元年第3回那須塩原市議会定例会に

ついて、まずは①提出案件についてを議題といたします。

市長提出案件について、執行部より着座にて説明をお願いします。

総務部長。

○山田総務部長 それでは、令和元年第3回那須塩原市議会定例会に提案をいたしております市長提出議案につきまして御説明を申し上げます。

今回提案を予定しております案件は、ただいま市長が申しあげましたとおり、21件であります。これら21件のうち、補正予算案件、条例の一部改正案件など、さきの議員全員協議会で担当部局から説明しているものにつきましては、本日の説明を省略させていただきたいと思っておりますので、あらかじめ御了解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、順次御説明を申し上げます。

初めに、議案書の1ページでございます。

同意第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について、議案資料は1ページ及び2ページに経歴書を掲載しております。

本案につきましては、今回、人権擁護委員13名のうち2名の委員の任期が本年9月30日をもって満了となることから、引き続き津布樂光恵氏及び印南誠一氏をそれぞれ候補者として推薦するものであります。人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、議会の同意を求めます。

続いて、議案書の2ページになります。

議案第50号 令和元年那須塩原市一般会計補正予算（第2号）、議案資料は3ページから6ページとなっております。このほか別冊の補正予算書及び執行計画書がございます。

本案につきましては、先ほど議員全員協議会において御説明させていただいておりますので、説

明を省略させていただきます。

続きまして、議案書の3ページから5ページになります。

議案第51号 那須塩原市図書館条例の一部改正について、議案資料は7ページから9ページまでとなります。

続いて、議案書の6ページから11ページです。

議案第52号 那須塩原市体育施設条例の一部改正について、議案資料は10ページから19ページまでとなります。

続きまして、議案書12ページ、議案第53号 那須塩原市市営温泉事業条例の一部改正について、議案資料は20ページから21ページまでとなっております。

続きまして、議案書13ページ、議案第54号 那須塩原市上、中塩原温泉管理事業条例の一部改正について、議案資料は22ページから23ページとなっております。

次に、議案書14ページから15ページになります。

議案第55号 那須塩原市下水道条例の一部改正について、議案資料は24ページから25ページとなります。

次に、議案書16ページ、議案第56号 那須塩原市水道事業給水条例の一部改正について、議案資料は26ページとなります。

以上6件の条例の一部改正案件につきましては、さきの議員全員協議会において御説明をさせていただいておりますので、説明を省略いたします。

続きまして、議案書の17ページになります。

議案第57号 財産の取得について、議案資料は27ページとなります。

次に、議案書18ページ、議案第58号 財産の取得について、議案資料は28ページとなります。

以上2件の財産の取得案件につきましては、さきの議員全員協議会において御説明させていただきます。

いておりますので、説明を省略いたします。

続きまして、議案書の19ページになります。

議案第59号 契約の締結について、議案資料は29ページとなります。

次に、議案書20ページ、議案第60号 契約の締結について、議案資料は30ページとなります。

以上2件の契約の締結案件につきましても、さきの議員全員協議会において御説明をさせていただいておりますので、説明を省略いたします。

次に、続きまして、議案書の21ページ、それから22ページでございます。

報告第11号 平成30年度那須塩原市一般会計継続費繰越計算書について、議案資料はございません。

本報告は、平成30年度一般会計予算として議決をいただきました継続費に係る予算について、令和元年度へ繰り越したことから、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づきまして報告をするものでございます。

次に、議案書23ページから26ページまでとなります。

報告第12号 平成30年度那須塩原市一般会計繰越明許費繰越計算書について、議案資料はございません。

本報告は、平成30年度一般会計予算として設定いたしました37件の繰越明許費のうち、平成30年度中に事業が完了した3件を除く34件の繰越明許費に係る予算について、令和元年度へ繰り越したことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告をするものでございます。

次に、議案書の27ページから28ページまで、報告第13号 平成30年度那須塩原市下水道事業特別会計継続費繰越計算書について、議案資料はございません。

本報告は、平成30年度下水道事業特別会計予算

として議決をいただきました継続費に係る予算について、令和元年度へ繰り越したことから、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき報告するものであります。

続きまして、議案書29ページから30ページまで、報告第14号 平成30年度那須塩原市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、議案資料はございません。

本報告は、平成30年度下水道事業特別会計予算として設定いたしました繰越明許費に係る予算について、令和元年度へ繰り越したことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

続きまして、議案書の31ページ、32ページになります。

報告第15号 平成30年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、議案資料はございません。

本報告は、平成30年度産業団地造成事業特別会計として設定した繰越明許費に係る予算について、令和元年度へ繰り越したことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものであります。

続いて、議案書33ページ、34ページになります。

報告第16号 平成30年度那須塩原市水道事業会計予算繰越計算書について、議案資料はございません。

本報告は、地方公営企業法第26条第1項の規定により、建設改良費を令和元年度へ繰り越したことから、同条第3項の規定に基づき報告をするものでございます。

続きまして、議案書の35ページになります。

報告第17号 公益財団法人那須塩原市農業公社の経営状況報告について、議案書36ページ、報告第18号 公益財団法人那須塩原市文化振興公社の

経営状況報告について、議案書37ページ、報告第19号 公益財団法人那須野が原文化振興財団の経営状況報告について、これらの議案資料はございませんが、別冊の報告書がございます。

これら3件の報告につきましては、那須塩原市が設立し、または出資している農業公社、文化振興公社及び那須野が原文化振興財団における平成30年度の事業実績及び会計検査、本年度の事業計画及び収支予算など、その経営状況等につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告をするものであります。

以上、21件の議案につきまして、市議会定例会への提案を予定しております。よろしく願い申し上げます。

○相馬委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

質疑等はございますか。質疑等ございませんか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 それでは、即決案件はございますか。総務部長。

○山田総務部長 即決の取扱いをお願いしたいものといたしましては、1件ございます。

議案書の中の同意第3号 人権擁護委員の候補者の推薦についてにつきましては、人事案件でございますので、即決議案としてお願いをいたしたいと思います。

○相馬委員長 ただいまの即決案件の説明に対して質疑等はございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 質疑がないようですので、議案の取扱いについてお諮りいたします。

ただいま説明がありました案件につきましては、即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

また、即決案件1件と報告案件9件を除く11件の議案につきましては、各常任委員会へ付託することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

続いて、追加案件はございますか。

総務部長。

○山田総務部長 追加議案といたしましては7件を予定しております。

予定しているものにつきましては、まず、保健福祉部所管の訴えの提起についてでございます。

本年4月の議員全員協議会で担当課から報告をいたしました株式会社TAKKから提訴されております国家賠償請求事件に関し、近日中に控訴理由書が送付される予定となっております。

市といたしましては、控訴理由書が到着次第、内容を確認し、顧問弁護士への相談などを経て、最終的な対応を適切に判断していきたいと考えております。今後控訴する場合には、追加議案として提出させていただきたいと考えております。

続いて、子ども未来部所管の条例の一部改正案件が2件ございます。

まず、那須塩原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正、それから、那須塩原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部改正、この2件でございます。

本案につきましては、子ども・子育て支援法の一部改正に係る政令が公布された場合には、特定教育・保育施設の利用者負担額の無償化に必要な関係条例の一部改正について、追加議案として提出させていただきたいと考えております。

次に、塩原支所所管の財産の取得についてでございます。

本案につきましては、本年4月25日の入札で不調となった那須塩原市消防団塩原支団消防ポンプ自動車の取得に関しまして、6月6日に再度入札予定であることから、業者が決定した場合には、速やかに仮契約を締結し、追加議案として提出させていただきたいと考えております。

最後に、建設部所管の専決処分報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）でございます。

この専決処分報告につきましては、本定例会の会期中に3件の示談の見込みがございますので、市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解につきまして、示談が調った場合には、追加議案として提出させていただきたいと考えております。

以上7件について、よろしくお願いをいたします。

○相馬委員長 ただいまの追加案件の説明に対しまして、質疑等はございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 質疑等もないようですので、追加案件の取り扱いについてお諮りいたします。

ただいまの説明がありました追加案件が提出された場合には、即決扱いをすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、議会提出案件についてですが、何か予定されているものはございますか。

議事課長。

○小平議事課長 議会提出案件でございますが、2件予定しております。発議案件1件と報告案件1件でございます。

発議案件につきましては、発議第8号 議員の派遣については、姉妹都市交流事業として7月3日、4日の火曜日、水曜日に新座市議会へ全議員を派遣するものです。

報告案件につきましては、議報第11号 庁舎建設検討特別委員会委員の選任については、現在欠員となっております1名の委員について田村正宏議員を指名し、選任の報告をするものです。

以上2件が議会提出案件でございます。よろしくお願いたします

○相馬委員長 説明が終わりました。

ただいまの議会提出案件の説明に対して質疑等がございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 質疑等がないようですので、取り扱いについてお諮りいたします。

ただいまの2件について、初日に上程し、即決扱いすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、議会提出案件の追加案件はございますか。議事課長。

○小平議事課長 この後、請願・陳情等の取り扱いと委員会付託について説明がございましたが、本定例会に合わせまして1件の陳情が提出されてございます。取り扱いにより審査になった場合、その結果によりましては意見書の提出の1件が予定されます。

以上でございます。

○相馬委員長 説明が終わりました。

ただいまの追加案件の説明に対して質疑等がございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 質疑等もないようですので、取り扱

いについてお諮りいたします。

請願・陳情の審査結果等によりましては意見書の提出が予想されます。その場合、最終日に追加上程し、即決扱いすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、②議案に対する質疑、討論についてを議題といたします。

まず、議案に対する質疑については、先例のとおり行うこととし、一問一答方式により、時間は質疑のみ1人15分以内とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、討論についてですが、こちらも先例のとおり行うこととし、1議題について1人10分以内、賛成・反対各5人までとしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議なしと認め、そのように取り扱います。

次に、③の会派代表質問についてお諮りいたします。

今回、4会派からの通告がございます。質問の方法については、先例のとおり行うこととし、会派人数の多い順で項目ごとに一問一答方式により質問席で行い、質問のみ1会派50分以内とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、④市政一般質問についてお諮りいたします。

今回、15名の通告者がございます。質問の方法につきましては、先例のとおり行うこととし、項目ごとに一問一答方式により質問席で行い、質問のみ1人40分以内とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

続きまして、⑤請願・陳情等の取り扱いと委員会付託についてを議題といたします。

内容等について、事務局より説明をお願いします。

関根係長。

○関根議事調査係長 それでは、令和元年第3回那須塩原市議会定例会請願・陳情文書表（案）について御説明をいたします。

こちらは令和元年5月21日に受領したもので、件名は医療費助成における精神障害者の適用に関する意見書の提出を求める陳情書でございます。

その要旨につきましては、身体・知的障害者に認められている栃木県重度心身障害者医療費の助成制度を精神障害者に対し同等に認めるよう栃木県に意見書の提出を求めるものでございます。陳情者につきましては、クローバーハーツ癒しの夢工房、代表植村健一様でございます。

参考までに申し上げますと、当該陳情者につきましては、さきの3月定例会において同内容の陳情を提出されてございます。その際には、福祉教育常任委員会に付託をされておるところでございます。

なお、前回の願意の中には、今回の内容のほか、民間のバス運賃の割引制度の導入を市議会から民間バス会社に求める内容が含まれておりました。結果としましては、バス会社への働きかけを市議

会から行うのはなじまないんじゃないかというふうな意見、討論もございまして、結果的には不採択となったところでございます。

そのため今回の陳情の要旨にありますとおり、願意からバス運賃の割引制度を除いた形にして、一つに絞った形で請願・陳情が提出されたものでございます。

説明は以上となります。

○相馬委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

取扱いについてお諮りいたします。

陳情第2号について、どんなふうに取り扱うか御意見を伺います。御意見をお願いします。

○鈴木委員 前回福祉教育だったので、継続的な形なので、福祉教育でどうでしょうか。

○相馬委員長 前回同様、福祉教育常任委員会への付託という御意見でございます。

そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ないようですので、ほかに意見がないようですので、陳情第2号については福祉教育常任委員会へ付託するという御意見で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、⑥会期及び会期日程についてを議題といたします。

別紙日程（案）がありますので、事務局より御説明をお願いいたします。

議事課長。

○小平議事課長 それでは、会期及び会期日程について御説明申し上げます。

初めに、会期ですが、6月7日金曜日から6月28日金曜日までの22日間を予定してございます。

会期日程につきましては、6月7日金曜日、開会、会期の決定、議案の提案説明、即決議案採決、即決議案採決につきましては、先ほど総務部長から説明がございました同意第3号を予定してございます。

8日、9日、土日と10日、11、12日の休会を挟みまして、13日木曜日、会派代表質問4会派、14日金曜日、本会議、市政一般質問4人、15、16、土日の休会を挟みまして、17、18日、市政一般質問をそれぞれ4人ずつ、19日水曜日、市政一般質問3人、それから議案質疑、議案の各常任委員会付託と陳情の関係常任委員会付託を予定してございます。

20日、21日、木曜、金曜は各委員会を予定してございます。

22日、23日の土日休会を挟みまして、24日も引き続き委員会を予定してございます。

25、26日は議事整理のため休会を予定してございます。

27日木曜日午前10時から予算常任委員会を、午後1時30分から議員全員協議会を予定してございます。

28日、最終日になります、金曜日。各委員長報告を受けまして、質疑、討論、採決を受けて閉会を予定してございます。

なお、討論の通告書の締め切りについては、6月24日月曜日の5時を予定してございます。また、13日木曜日の会派代表質問の前の午前9時半から議場コンサートを予定してございます。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○相馬委員長 ただいま事務局から説明がありましたが、改めて申し上げます。本会議については別紙のとおり、6月7日金曜日から6月28日金曜日までの22日間とし、会派代表質問4名については6月13日に、市政一般質問15名については6月14

日、17日及び18日に4人ずつ、19日に3人とし、議案質疑は19日の一般質問終了後に行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

また、討論通告の提出期限については、6月24日月曜日の午後5時とすることで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

なお、6月27日木曜日午前10時から予算常任委員会全体会、同じく午後1時30分から議員全員協議会の開催を予定しておりますので、お含みおきをいただきたいと思います。

以上で(1)の協議事項は全て終了いたしました。

次第にはございませんが、本定例会について、その他として執行部から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 委員から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ないようでしたら、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時40分

○相馬委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇
◎議会基本条例第11条に基づく計画等に

ついて

○相馬委員長 次に、次第(2)議会基本条例第11条に基づく計画等についてを議題といたします。

議会基本条例第11条に関わる計画工程表について、執行部から内容の説明をいただいた上で、議決、または報告とするか決定したいと思います。

なお、協議案件については、執行部から報告として上がってきた案件について説明を求め、決定を見たいと思います。

本日は、企画部、総務部、産業観光部、生活環境部から4件の案件がございます。

まずは企画部の案件、那須地域定住自立圏共生ビジョンから進めたいと思いますので、執行部の説明をお願いいたします。

企画部長。

○藤田企画部長 それでは、共生ビジョンについて説明をさせていただきます。

ビジョンについては、既に皆さん御案内のとおりかと思いますが、那須地域の定住自立圏構想推進要綱に基づいて、協定自体は議決をいただいて、その下に位置するビジョンについては、前回のビジョンについても御報告をさせていただいている経過がございます。

このビジョンの策定の方法としましては、4市町で構成しております推進協議会で作っていくものになりますが、その前段として、共生ビジョン懇談会、各市町からの委員さんとの意見を踏まえながら懇談会で策定をしていくという内容でございます。

次期計画については、2020年から2024年、令和2年から令和6年までの計画となります。

こうした中身というふうに鑑みますと、必要な計画を肅々と4市町が共同で策定をしていくわけですが、議会基本条例という視点で見た場合に、これについては次期ビジョンを今年度に策定して

いくわけですが、しっかりとした組織ができ、構成市町との協議の中で策定するものであるというところを踏まえまして、考え方としましては、全員協議会での報告ということでお願いしたいと思っております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○相馬委員長 説明が終わりました。

質疑等ございますか。

質疑等ございませんか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。

ここで案件の取り扱いについて議員間討議を行うため、執行部の退席を求めます。

なお、討議終了後に改めて入室いただきますので、第3委員会室において待機していただくようお願いを申し上げます。

それでは、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時43分

○相馬委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

那須地域定住自立圏次期共生ビジョンについて取り扱いを協議いたします。

委員の皆様からの御意見を伺います。

議決をすべきか、報告とすべきかの御意見等ございませんか。

鈴木委員、何かございませんか。

○鈴木委員 内容は本当はもうちょっと聞いてはみたかったけれども。継続なんで、いいんじゃないんですか。

○相馬委員長 ビジョンの策定については今までの

継続なので、報告でいいのではないかという意見
がございますが、そのほかに御意見ございますか。

ございませんか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ないようですので、執行部の入室を
求めます。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時46分

○相馬委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いた
します。

委員からは、これまでの共生ビジョンについて
の継続であるため、報告という意見がございまし
た。

委員の意見は報告でありました。この後、取扱
いについて決定を見たいと思いますが、執行部か
ら御意見等はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○相馬委員長 ないようですので、案件の取扱いに
ついてお諮りいたします。

本案件は報告とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議なしと認め、本案件については
報告案件とすることに決しました。

以上で企画部案件の協議事項は終了いたしまし
た。

それでは、執行部入替えのため暫時休憩といた
します。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時47分

○相馬委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会
を再開いたします。

次に、総務部案件の那須塩原市未利用市有地の
利用及び処分計画について協議に入ります。

執行部からの説明をお願いいたします。

総務部長。

○山田総務部長 それでは、よろしくお願いいたし
ます。

総務部からは未利用市有地の利用及び処分計画
の見直しというところでございます。

本計画につきましては、平成19年に策定をした
計画でございます。目的としては、市名義の土地
で未利用のもの、これをどのように有効活用を図
っていくかと、そういうのを定めた計画でござい
ます。

今回、一部改正、見直しという背景には、利用
計画策定当時から一度も見直しを行っておりませ
んでした。昨年度、その未利用市有地の棚卸も含
めて、新たな事業で生まれたものも含めて全て洗
出しをしまして、この計画に土地を追加というか、
改めて記載をし直したと、そういう目的で今回こ
の計画を改正するものでございます。

計画自体は、市有財産の有効活用に関する基本
方針という方向性、改めた基本計画というものが
ございます。この基本方針に基づきまして、先ほ
ど申し上げました棚卸、見直し、固定資産税台帳
というのが市にございます。この固定資産税台帳
を最新のものに洗いざらい見直したというところ
で、この台帳に基づきまして、未利用市有地の把
握を行いまして、この計画の中に盛り込むという
内容でございます。

計画期間につきましては、令和2年から令和8
年までということで、市の持っている財産を適正
に財産を管理していくというのが最大の目的でござ

ざいますが、あわせて売却、貸付け等によって財源確保を図っていくということが主な目的でございます。

先ほど申しあげましたように7番の上位計画としては基本方針がございませんので、これに基づきまして、この計画の中に1筆ごとに土地の所在、面積、利用目的、それから現況も含めてですけれども、1筆ずつ記載をいたしまして、それぞれにどのような方向で売却と貸付けをどうやっていくか、再利用の方針も含めて記載するものでございます。

一番最後になりますけれども、そのようなことから、実施計画、1筆ごとの有効活用、売却処分の方法を盛り込んだ実施計画等あることから、報告案件にさせていただきたく提案をするものでございます。よろしく願いをいたします。

○相馬委員長 説明が終わりました。

質疑等はございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 1筆ごと計画をこれからしていくという内容だったと思うんですけれども、それについてはまだ私たち目にしていないのであれなんですけれども、過去の実績も多分、ここにいる委員の皆さん、一つ一つのことはよく理解していなかったんですね。その上で、過去の実績、今までの目的に応じた計画と、その実績、成果ですかね。どれくらい目的に合わせてできているかというあたりをちょっと御説明いただけますか。

○相馬委員長 総務部長。

○山田総務部長 これは今年3月の小島議員の質問にもお答えしたところでございますが、これまでの未利用地の状況ということでございますが、一番大きいのは、そこの共英調理場が面積、金額ともに再利用としては一番大きなものでございます。そのほかには、売却した事例としては2件ほどご

ざいまして、500万と50万で売ったという実績で、それ以外は目立つ売却の実績はございません。あとは、一般質問の中でもお答え申し上げたように、道路事業の代替地として提供したものが主なものでございますが、三角の残った残地とかというのは、当然隣の所有者に対して売ったケースは幾つかございますけれども、代表的なものとしては、今申し上げた2件が代表的なものであります、実績としては。

○相馬委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 委員会の質疑の場ではないので余り細かいことは聞けないかと思うんですけれども、今度の計画書の中で、具体的に目標というのがどの程度あるかというのは見えていないところで報告なんですよね。前回のやつに対しても、要するに出来高がどれだけ、これだけ処分しようと思っただけかというのに対して2つしか処分していなかったりとかというあたりもちょっと。それが今回にどういうふうに映っているのかというところが見えればなと思うんですが。

○相馬委員長 総務部長。

○山田総務部長 この出来高というところで申し上げますと、本当に割合的には低い、ほとんど、いわゆる言葉は悪いですが、塩漬け、未利用の土地はそのままにしておいたというのが現状でございますので、これを改めて洗い出してきちんと整理して、実は公会計制度が導入されまして、その辺の自治体の塩漬けで持っていて、管理費がどれくらいかかっていくかという、今までの会計では分からなかった部分を目の当たりにするというのも前提にはございますけれども。この塩漬けの土地を持っているだけで維持管理費がかかるという減価償却の部分の考え方も実際取り入れるというのが大前提にはなりますけれども、鈴木委員おっしゃるように、実績でいうと本当にもう数%

の、本当に実績というには乏しいものでございますので、この際、先ほど申し上げましたように棚卸をして、今持っている市の財産はこれだけあって、そのうち利用するものと利用しないものというのを明確にして、利用するものはどうするの、貸していくの、売るのというのを明確にした上で、それを今回の計画できちっと記載をして進めていきたいというのが目的でございますので。今までの計画の実績という話になりますと、本当に微々たるところというところでちょっとお恥ずかしいんですが、その辺は実績としてはほとんどないのかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○相馬委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 先ほどの、最初の計画のときに、じゃこれは処分してしまおうと、この期間中にね。そう思ったやつが10あって、実際2つしか処分していなかったというあたりを聞いたかったんですけども、今のお話ですと、そこは緩くて、今回そういうことをしっかりと見詰め直して、目的を持ってやる計画にしたいんだと、だから、してあるのかな、これもね。そういうことだということで、内容は見ていませんけれども、それを報告でお願いしたいということだと思っただけです。

結果的には、今のお話もあって、報告でやりたいということを尊重して、私の意見としては。

○相馬委員長 そのほか質疑等ございますか。

齊藤副委員長。

○齊藤副委員長 すみません。この計画に関しましては、今、鈴木委員のほうからもありましたけれども、実質、計画に関わる内容として、第2次総合計画のような、例えば何%を目指すであったり、そういった数値が絡んでくるのかどうかをまずお伺いしたいと思います。

○相馬委員長 総務部長。

○山田総務部長 おっしゃるように目標値というか、これから市の未利用地の土地をどうしていくのという中で、当然計画として目標値は立てていかなければならんだろうと思っておりますので、その辺は今度の計画の中に盛り込んでいきたいというふうに考えております。

○相馬委員長 副委員長。

○齊藤副委員長 それでは、先ほど質疑あったとおり、金銭的な面でも大きなもの、資産、あるいはさっき言ったとおり全く触れないものも含めて、市の財政的には大きく関係してくるかどうかを改めてお伺いしたいんですけども。

○相馬委員長 総務部長。

○山田総務部長 これからの厳しい財政状況の中で土地の売却収入、あるいは貸付収入というのはかなり大きなウエートを占めてくるんだろうと。つまり新たな財源の確保という意味でも非常に期待する分野だと思っておりますので、その辺は、簡単には売れないと思っておりますけれども、インターネット公売等も含めて、あらゆる手段通じて市の財源確保に努めていきたいというふうに考えております。

○相馬委員長 そのほか質疑等ございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ないようですので、質疑等を終了したいと思います。

ここで案件の取扱いについて議員間討議を行うため、執行部の退席を求めます。

なお、協議終了後に改めて入室いただきますので、第3委員会室において御待機いただきますようお願い申し上げます。

それでは、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前10時57分

○相馬委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

那須塩原市未利用市有地の利用及び処分計画について取り扱いを協議いたします。

委員の皆様から御意見を伺います。

御意見ございますか。

○玉野委員 報告でいいと思います。

○相馬委員長 もし理由がございましたら。

○玉野委員 このやりとりを聞いて、報告でいいと思います。

○相馬委員長 分かりました。

報告でどうかという意見でございますが、そのほかに意見ございますか。

齊藤副委員長。

○齊藤副委員長 先ほど鈴木委員と私のほうで聞かせていただいたとおり、この市有財産の活用に関する方針に関してを上位として出される計画ということなんです、市としての姿勢を見るのに報告としては、ちょっと議会としてはどうなのかなとも思います。各委員会、あるいは議会のほうでしっかりとその計画を精査し、その5年間をやった後の結果としての報告なら分かりますけれども、もともとの計画から約10年経過している中での計画を報告として扱うのはどうかと思いますので、できれば議決案件にしてしっかりと審査をしたほうがいいと思います。

以上でございます。

○相馬委員長 そのほか御意見ございますか。

議長。

○吉成議長 オブザーバーですので、余り発言はよろしくないのかなという気がしますが、先ほどの説明どおり、19年の当初の計画、今、副委員長が言ったとおりです。我々はこの議決案件にする

という11条項目があるわけですが、これは平成24年3月につくられているわけですね。ですから、本来、前回は報告案件でした。ですから、今回も報告案件でお願いしますということに当てはまらない、これは計画ということが言えるんだと思いますね。

そういった観点から考えれば、特にもう財産という非常に大切な部分でございますので、できれば、オブザーバーの意見としても議決事件にしたほうが好ましい案件じゃないかなというふうには感想を持ちました。

○相馬委員長 ありがとうございます。

そのほか委員の皆様から御意見を伺いたと思います。

眞壁俊郎委員。

○眞壁委員 今いろんな意見が出たんで、我々としては議決案件でいいんじゃないかと思っています。

○相馬委員長 田村委員はいかがでしょう。

○田村委員 私はですね、やはり今話を聞いて、議決案件にしたほうがいいと思います。

○相馬委員長 はい。

○中里委員 私も最初の計画自体が報告で取り扱ったから、今、部長のお話を聞きましたけれども、余り実績が上がっていない。これから計画をきちんと練ってやっていくんだという、そういう意気込みはうかがえましたが、やはり財政的に大きなウエートを占めてくるという部分もありますし、ここは一応、議会側もきちんと計画を審査してやったほうが私もいいと思います。議決案件のほうがいいと思います。

○相馬委員長 星野委員。

○星野委員 皆さんと同じ意見で、議決案件でいいと思います。

○相馬委員長 大多数が議決案件というようなことでありますが、いかがでしょうか。できれば全会

一致に。

○玉野委員 1筆1筆ということがちょっと気になって、どのぐらい出てくるのかなとわからないんですよね。だから、全部出てこないと、議決という中での価格をどうにするとか、そういうことが1件1件ごとやるのか、トータルでやるのかというね。実績から見ればね、過去の実績からすれば低いということですが、資産計上していくという中で、公会計でね、未利用地を公会計上資産にしていくという計上で、それを1筆ごとに議決するというのはどうなのかということが思っていたもんですから。

○相馬委員長 1筆1筆議決するかどうかということですね。

○玉野委員 1筆1筆ということがひっかかったんですね。まいいですよ。

○相馬委員長 もう一度質疑行いますか、よろしいですか。

○玉野委員 いや、結構です。

○相馬委員長 大半の意見が議決という意見になっておりますが、そういう取りまとめでよろしいですか。

議決案件が多いということで、議決ということを取りまとめてよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○相馬委員長 ありがとうございます。

それでは、大半の意見が議決ということでございますので、執行部の入室を求めたいと思います。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時04分

○相馬委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

議員間討議を行ったところ、計画が10年以上経過しているというところと、議会基本条例が平成24年3月に制定されている、それ以前からの計画だということ、それから財政的に影響を与えるのではないかというような意見から、議決案件とすべきという御意見がありました。

委員からも大半の意見は議決でありましたが、この後、取り扱いについて決定を見たいと思いますが、執行部からの御意見をお伺いいたします。

総務部長。

○山田総務部長 今の委員長の説明で財政的な影響というところの議決案件というところの関係なんですが、例えば地方自治法で財政的な影響があるから議決案件という関係で申し上げますと、財産の取得等の案件は金額と面積である程度影響のあるものは議決案件という地方自治法の決まりがあるわけです。それに伴って、例えば今の説明ですと、財政的に影響があるのは全て議決案件というところがいかななものかなというふうに私は今思ったんですが、いかがでしょうか。

例えばですが、私どもの計画に例えば1筆、1坪の土地を未利用として、例えばこの計画に乗せてやる場合でも議決が要するという、極端な話ですが、そういう話になってしまいますので、それを踏まえての財政的な影響なのかなと感じたんですが、その辺はいかがですか。

○相馬委員長 それでは、再度質疑を行いたと思います。

質疑を行いたと思います。

齊藤副委員長。

○齊藤副委員長 先ほど部長のほうから御説明が最初にあったところの1筆1筆のところの話をもうちょっと御説明いただきたいんですけれども。

○相馬委員長 総務部長。

○山田総務部長 この計画には、従前の19年の計画

もそうですけれども、未利用の市有地一覧というのを1筆ごとに載せます。基本方針に基づいて、所在面積、土地の現況、再利用の状況、どうしていくのというのを1筆ごとにこの計画に載せます。これに基づいて担当部局のほうで売却なり貸し付けを行うという仕組みでございます。

この売却するか再利用するかという方針は、先ほど申し上げましたように基本方針の中にその決め方、考え方、全て載っておりますので、それに基づいて、この計画には細かな実際の土地の地番を1筆ごとに掲載して、これに基づいて売却なり貸し付け、未利用の土地を処分していくという計画でございますのでというところでございます、計画の説明としては。

ですから、繰り返しになりますけれども、議決要件となれば、それはこれから新しい例えば未利用地が生まれたときには、ここに載せるに当たっては全て議決要件として議会の承認を得なくてはならないという仕組みになるのかなというところで先ほど御質問させていただいたところです。

○相馬委員長 齊藤副委員長。

○齊藤副委員長 計画全体を私たちは見て議決をしていくという概念で先ほど議論していたんです。だから、1筆1筆ごと出してくるとなると、議案に対して何々だといったら、100件あったら100個出てくるというイメージに聞こえちゃうんですけども、計画全体の中にそれが入っているだけであって、それが追加される分には追加の報告でいいと思うんですが。その部分をもう一度。今の言い方だと、何か100個ぐらい出てきちゃう。

○相馬委員長 総務部長。

○山田総務部長 すみません、繰り返しになりますが、平成19年にこの計画をつくって、当時基本条例がなかったという、そのとおりなんですけれども、そのもともとの大もとの制定時にはこういう

一覧として載せているわけですね、1筆ごとに。今回これに、10年来見直しを行っていませんでしたので、今まで漏れていたものとか、新たに10年間で取得した未利用地をここに加えるというイメージになります。市が売却なり貸付けすべき未利用一覧という形で細かく載ってくるというイメージの改定が今回提案した計画の改定という形になるというイメージでございます。一部改正というか、もともとこのベースも実はございます。

○相馬委員長 そのほか質疑等ございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 私たちに見せていただける計画と言われるものは、その一覧があるということだと思うんですけども、もう少しいうと、そこに、これは売却ですとか、これは貸付けとか、あと何年度までにそのうち何㎡とかね、何地目を処分しようという、そういう具体的な目標値みたいなものはそこには記載されているわけですか。

○相馬委員長 総務部長。

○山田総務部長 先ほど齊藤副委員長の話の中でも目標値という話がありましたけれども、1筆ごとにその目標値はちょっと難しいのかなと。つまり全体の流れの中で何%ぐらいはという目標値のレベルになるかと思うんですが、計画の中ではあくまでも一覧表としては所管だとか面積、それから所在とかという部分の、これだけ未利用地がありますよという記載になるのかなと今のところは思っています。目標値に関しては全体的な進捗状況というところの一つの目標値なのかなと。今のところのイメージではそんな形で考えております。

○相馬委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 それはもう既にきちんと整理されて、いつでも出せる状態……

○山田総務部長 いや、まだです。これからつくる、

これから……

○鈴木委員　じゃ、この計画書は、そういうことをやっていますよという意味での計画書ということですね。

○相馬委員長　総務部長。

○山田総務部長　そうです。そのとおりで、今ある19年の計画を昨年固定資産税台帳を棚卸を含めてやりましたので、その確定値がありますので、それを今、各課に投げている状態です。各課で利用するのか、要らないのかということも含めて確定をして、それをこの中に記載をして、計画書として今年度ぐらいにつくり上げるという、そういうことです。

○相馬委員長　鈴木委員。

○鈴木委員　目標値はまた別なときに、全てが決まったらまた別なときに報告なり、こういった形でお示しをいただく。

○相馬委員長　総務部長。

○山田総務部長　当然計画の中に、何年度までにこの全体の未利用地はこれだけ売却なり貸付けで決めていきたいという目標値はこの中に記載しますので、だから、計画書の中で、もし報告なり議決案件という形で議員の皆さんにお示しするときには、その中に目標値として明文化されるということでございます。

○相馬委員長　そのほか質疑ございますか。

眞壁委員。

○眞壁委員　ちなみになんですけれども、これからという話なんだけれども、どのぐらい追加になるかな。

○山田総務部長　お恥ずかしい話ですけれども、10年間の全ての今までたまりにたまったというところが1つございまして、ちょっとボリューム的には想像つきませんが、一部にちょっと付け足しというイメージではないと思います。だから、10年

間で新しく取得したものと今まで漏れていたものも含めても全部棚卸しましたので、その辺を含めてこの中に記載していこうという形なんです。

○相馬委員長　そのほか質疑等ございますか。

齊藤副委員長。

○齊藤副委員長　今みたいな計画で5年間という形でいいんですよね、それでやっていくのに当たって、計画は計画で附属は附属という形はとれないのかどうか。

○相馬委員長　総務部長。

○山田総務部長　計画として、一番、市としてこういう未利用地の土地があって、この土地をどういう形で総額幾らがあって、どういう方向でというのを基本方針の中に定めていますので、それに基づいて1筆ごとの細かいのを個々にという記載がありますので。何回も申し上げますけれども、これは土地ごとにどうしていくかという実施計画になるのかなというふうなのは私どもの解釈でございますので。例えば議決要件となった場合に、この土地を売却していいよ、利用があるんじゃないのというところまで審議という形になるわけですよ。ではないんですか。議決要件とした理由というのがちょっとよく、財政への影響というのは先ほどおっしゃいましたけれども。

○相馬委員長　副委員長。

○齊藤副委員長　先ほど委員長のほうからもあったとおり、10年間という期間がまず空いているということで、大半の議員はいない状態でもうでき上がっていたということと、議会側としては24年3月に基本条例を設け、吉成議長は、私たちとお話ししたときには、基本的に市役所から上がってくるものは議員は全員議決するものだと。そういった中で私たちが議決で必要でないと思えるものは報告でいいという、逆の立場で言っているわけです。もし計画として出していただくものに関して

は、その計画がどうやって私たちがオーケーを出した、そういう責務を私たちが担わなければいけない中での話し合いなので。1筆1筆をとるためにやるとか、実質的な内容を含めるものではなくて、この計画がほぼ5年間どう生かされているかを私たちはしっかりと議決をしたいという話の中で、このヒアリングでほかにも載ってくるのかなという話をただけであるということなので。そこが大変であれば、そこは資料としてでも、わざわざ載せて全部議決でやる必要もないのかなと思ったんで、ちょっと考えさせていただきました。

○相馬委員長 総務部長。

○山田総務部長 おっしゃるとおりだと思います。

ただ、この間の春先の取決めの中で、本来は全部議決ということで、全部議会がチェックという中で、例外として、基本的な方向性の基本計画があって、それを実施するための具体的な実施計画については報告でいいですよという取り決めが一応なされたものですから、それに基づいて私はこれを当てはめただけの話であって、例えば議会基本条例をつくる前にできたからとか、そういう理由だと、ちょっとそれは私のほうで理由としてはわからないんですけれども。

いずれにしても春先に取り決めた基本的な考え、処分のほう、貸付けのほうの表があって、それを実施するための実施計画として位置づけということで今回報告案件にさせていただきたいということだけですので、その辺は春先に取り決めたルールに従って私どもは上げたというだけの話でございます。内容的なものはね、やはり議論すべきだと思いますけれども。

○相馬委員長 議長。

○吉成議長 すみません、オブザーバーのほうで余り述べたくはないですけれども。

譲歩しているということをまず考えていただき

たいと思うんですね、我々議会は皆さんに対して。あのときの取決めががんじがらめになっておかしくなっちゃうんで、そこをまず第一に言わせていただきます。

それから、今実施計画だから。もちろん我々、総合計画における実施計画、みんなローリングのものを出して、それを議決事件にするかといったら、絶対しないです。これは当然です。それは言われるとおり。ただ、この計画に関していえば、今、これはこういうふうに1筆ずつ全て入れていくと、目的を。売却するのか貸出しするのかといった、そういうふうな細かなものだから実施計画なんですよと部長は説明されますけれども、その前に、やはり副委員長が言われるように、目的があるわけですから、しっかりとした。その部分での我々は判断をしたい。また審議をしたい。そこを一番のポイントに置きたいというのが現状なんです。つくり方として実施計画に、そうやるとなってしまうよ、確かにね。そこは分けたつくり方をもししていただけるのであれば、我々も意味のある利用をしてしっかりとした結論を出せるな、そういうふうに考えているんですね。そこは考慮していただけないかなということです。

○相馬委員長 総務部長。

○山田総務部長 今の分け方の話になりますけれども、実は処分計画いきなりこういう形で、土地の面積から始まって、この土地がこうですよという言い方をしています、あと、細かい写真とか位置図なんかもつけて、この辺は資料として上げるというのは可能なんだと思いますが。この本家本元は、この土地がこういう形でやりますよというまさに計画そのものなんで、1筆ごとの部分がまさにこっちに分けるというのはちょっと不可能かなと。あえてこの資料で分けるのであれば、1筆ごとの細かな、例えばこういう写真とかですね、

現況のなんかは資料として分けられるだろうと思いますけれども、内容的にそのものは、具体的な土地の扱いを定めた計画でございますので、資料と本文に分けるということ自体ちょっと難しいのかなと思っています。

○相馬委員長 そのほか。

鈴木委員。

○鈴木委員 今、資料がちょっと私も全然ないような、状況がわからないんですけども、仮に大きな何haの土地があって、それが何億もになるときに、市としては、これは実施計画なんで、これは売却ですという案を出してきて報告になったときに、こちらにいる議員側では、これはね、もったいないと。とっておいて、市の公園にしようとか、市の何かに、そういう将来防災施設にとっておこうとかというふうに思ったときに、意見が言えないのはよくないですよ。そこがうまくその後何か担保されていることがあればいいのかなという気がするんですけどもね。

○相馬委員長 総務部長。

○山田総務部長 鈴木委員おっしゃるように、市としての財産を処分したり、取得したりに御心配の議会として関われないという部分がありますので、自治法である程度の金額と面積に関しては議会の議決をとという決まりがあるわけなんで、鈴木委員がおっしゃるように何haもあるのを勝手に売ったりというのは、当然議会の議決がなければできない話だと思うんです。ですので、その影響がどこまでという話になると思うんですが、例えばそれは1坪であっても2坪であってもこれに載せなければならないという中で、議決要件というふうに御決定いただいた暁には、全部この中に盛り込まなければならないんです。その御心配の大きな土地を処分したり、利用という面からいうと、全て議決要件になってしまうというのが先ほどの

私の質問というか疑議でございまして、鈴木委員が心配されている、市として大きな財産を処分したり取得したりということについては、当然のことながら議決、議会の総意、議会の議決要件になるというのはそのとおりでと思います。

○相馬委員長 そのほかございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 ないようでしたら、再度、すみません、議員間討議をしたいと思っておりますので、執行部の退席、それから第3委員会室での待機をお願いいたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時21分

○相馬委員長 委員会を再開いたします。

ただいま的那須塩原市未利用市有地の利用及び処分計画について、今までの質疑を踏まえて再度皆様方の御意見を伺いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

鈴木委員。

○鈴木委員 大きな面積とか、市に影響のある大きな面積とか金額的なことについては、多分もともと議案として出てくるものだと。それにこぼれたような1㎡とか小さいものについてのリストがすごく膨大になると。それについて、どうやっていくかというのは運用基準があると言っていたんで、それは議会で承認していると。それにのっかって職員は、これは売却かな、これは処分かなとかという形で考えて処分、売却して、市民に貸すかなとかということをやると言っているものの今回の報告じゃないかと思うんで、それについて議員が一致、一つ一つ細かいことについて細々、運用に対して議決にするのではなくて、やっぱり方針

を議決してあるので、それに基づいてやれるということと考えれば、見ていないんですよ、その案を。だけれども、考え方としては、報告でもいいんじゃないかなというふうに、逆に議員の負担がやっぱり大きくなってしまいうんじゃないかなというイメージを持っています。

○相馬委員長 そのほかに御意見等ございますか。
いかがでしょう。

○田村委員 今の部長の言い方だと、いわゆるその個別の案件に関しては分けられないというか、もしくは議決した場合は、小さな案件も議決の要件になってしまうということだとおっしゃり方だったんですけれども、それはそういう考え方しかないんですか。もしくはそうだとすれば、それはもう一つ一つ議決するなんていうのは不可能な話だと思うんですよね。

○相馬委員長 総務部としては、先ほどの説明ではそういう方法で1筆1筆記載した計画になっているということです。

○田村委員 だから、そうだとしたら、こっちの上位法の基本方針、これは別にもういじりようがないわけですよね。

○相馬委員長 ほかに御意見ございますか。
今までのやりとりから踏まえて報告でもいいんではないかという御意見がございましたが。

○中里委員 今、部長のお話ですと、実施計画なんです、本当に1坪、2坪の小さいものまで実施計画の中に入ってきますよという部分なんですけれども、我々が審査するのは、その実施計画がどういうものかというものを全体を見て審査するべきだというふうに思っているんですね、私は。部長がおっしゃっているのは、1筆1筆まで議決、1件1件、そのときそのときの議決が必要なんだというようなお話なんですけれども、そういうことではないんじゃないかなというふうに思っていて、

あくまでこの実施計画についての審査という部分です。どうしてもあれなんですかね、実施計画を議決にするとすると、例えばその1件1件についても議案として上がってきた場合には議決しなければならないんですかね。

○吉成議長 これは基本条例を見てもらうとわかるように、11条にあるわけでしょう、議決事件にできるのはこういうことですよというふうにうたっていて、それが例えば、(1)には、市政全般に係る政策及び政策の基本的な方法というのを総合的かつ体系的に定める計画というのと、もうこれはどう見たって実施計画には当てはまらないわけです。先ほども言ったように総合計画の実施計画、2年のローリングのがあるでしょう。あれは当然議決事件にしていないわけだから。

さっき部長が今そこを表現は悪いけれども、盾にとってああいう表現をされるわけですよ。でも、これまで十数年間見直しを全くされていなかったという、その事実を我々議会として考えた場合に、それが上がってきて、はい、報告でオーケーですよというのが果たしてどうなのかというのは、これ誰しもね、そこは疑問に思うところだと思うんですね。

だから、副委員長が言われるように、やはり既にこの市有財産の有効活用に関する基本方針については、しっかり出されているんで、それに沿ってつくるものだから実施計画というのがさっきの説明だと思うんですけども。何らかのそこをね、我々が少しでも審査ができることができないのかなとは思いますが。

○齊藤副委員長 そうすると、1個1個書いてあるものを私たちが審査をするという方針が、これ今ちょっと26年のを見ていたんですけれども、売却が適当なのか、例えば空き地に看板を立ててお金をつけるとか、そういった施策のほうがまだ、そ

んなに方針には書いてある中で、その計画を載せるだけ載せて報告だけしますといたら、その先どうするのというふうに、結局、その報告に対する今後の質疑等々ができなくなりますよね、極端な話。5年間という計画が設けられている以上は、そこにどういった形のもを表記してくるかというものはしっかり審査したほうがいいのかなと。

先ほど鈴木委員が言っていた、その1筆の扱い方を計画によって議論するというイメージは僕にはなかったものですから、どういう扱いが適しているかとか、どういう扱いにすべきかというのが計画には載ってくると思っていたんです。そういう実施計画だと思っていたので、ちょっと部長のニュアンスとうちらがずれて、というのが玉野委員がちょっと言っていたのがあれだと思ったんですけれども。

○相馬委員長 玉野委員。

○玉野委員 この10年間という中の時間、その中に塩漬けという言葉がありましたよね。塩漬けと公会計ということが出ました。公会計と塩漬けという項目はないんですね。あくまでも資産なのかどうなのかとなるわけですよ。それを明確にしろと言われたときに、1つを1筆ごとに全部洗い直させるわけないんですよ。それで資産計上するわけです。1筆ごとにそれを資産計上して持っている、これは本当にマイナスになっちゃうんで、どうしたらいいでしょうか、こうしたらいいでしょうということの前提づくりを今やろうとしているんです。

まず、この塩漬けを全部公会計に上げるというところだと私は思っているんですよ。そういう計画をやらせてほしいというふうに聞こえるんで、私はその計画でどうぞ、報告で良いと考える。1筆1筆議決ということになったら大変なことですよ。集まるだけで費用かかっちゃうからね。1坪

3,000円の土地、これだけでもう1時間検討したら赤字ですよ。

○相馬委員長 齊藤副委員長。

○齊藤副委員長 何となくその出していき方が今言われたところとかけ離れているのかなと自分が思っていたので。実施計画のまず現状とこれからの課題とどうやって見直していくかというPDCAを考えたときに、現状報告だけをしたいというのであれば、計画という言葉じゃなくてもいいのかなと思うんですけれども、今の形であれば。

○吉成議長 限りなく資料に近い。

○齊藤副委員長 ですよ。資料だけの追加でよろしいと思うんですよ。それが計画もくっつけながら1筆1筆となっちゃうと、やはり計画という名がつくと、我々は議決をするべきだ。例えば先ほど係長のほうから説明がありました、保育園整備計画だったり、保育園の数を何年間でどう建てるという話とかのイメージで捉えちゃうんですよ、極端な話。それが1筆1筆を踏るようになっていきますよという形をされた時点で、その計画の中身がちょっと今までとは違う扱いになってしまうのかなと思っちゃうんですけれども。

だから、ちょっと何か分けられるような言い回しにしたほうがいいんだか、あくまで報告に近いような形をちょっと。

○吉成議長 結局、制度の問題で、基本も東京都がいち早く導入した公会計制度ね、これをやりましょうと。地方も進めようという話になりました。その際に必ずやらなくちゃいけないのが固定資産税の台帳のデジタル化だったわけですよ。それをやらないと、当然公会計を組んでいけないですから。そこで新たにこれまで登録していたものを洗い直してみたら、まださっきは分からないと言っていたけれども、これとんでもないことが多分増えるんだろうなと想像はつきますよね。

そのときに我々は、ただ単に報告を受けてスルーしていいのかと、そこなんですよね。そこが歯がゆいところなわけでしょう。そこを方法論として、こういう出し方じゃなくてね、ないのかというね、そこですよね。ないんであれば、もうこれはどうしようもないんだと思うんだけども。

○相馬委員長 すみません、今回の案件については、一応、利用及び処分の計画というふうにはなっておりますが、現状は、実行するためのもので、議決するのは非常に大変だというような御説明だったように思います。

そうしたところで、分けて議決を何ていうんですかね、執行部に要求するということは恐らく不可能なんだろうと思いますので、これまでのやりとりの内容からして報告にするということで、妥協ではありませんが、そういう方法しか今日の時点ではないのかなというふうな感じがしますんで、いかがでしょうか。

いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

○齊藤副委員長 例えばネーミングをちょっと違くないですかね。

○鈴木委員 いやいや、それはおかしいよ。議決でいくんでしょ。

○齊藤副委員長 いや、違う。委員長の話ののっついていくと、計画と名がつきながら報告ですというのは、私たちどういうことなのといたら、じゃ1筆1筆が大変だったから報告にしましたという理由をみんなが言えますかという話になっちゃいますよね。

○鈴木委員 それは別に今までもあるわけだから、計画の報告は。じゃなくて、基本的に計画でいきたいんでしょ。だからこのまま、計画でいっちゃおうかと。これだけ家があるということは、それだけこっちも責任を持って審査のやりがいがあるじゃないかと。

○吉成議長 要は（実施計画）と入れたらどうだという話でしょう。

○齊藤副委員長 何かしらのあれをしてもらえませんかというふうにしたほうがいいのかなど。そういうのもありかなというものの相談です。

○相馬委員長 分かりました。

○鈴木委員 議決としてやって、うちらは修正は効くじゃないですか、執行部が嫌がっているだけで。後で議決にすればよかったと思うこともない。

○吉成議長 ただ、さっき言われたように、もう頑としてこれは実施計画なんだと。実施計画は、当然我々も分かっているように議決事件にはなりませんから、対象にしないから。今回、今回というよりも、前回明確にそこはした。その前にも、その前の議運長の時に、あのときにももう既に全部それに近いことは決められていたわけですよ。そのルールを簡単に破ってしまうと、というのはあると思うんですね、我々側から。

○齊藤副委員長 今の議長のお言葉と実施計画というのは、議会への対応及び理由で書かれているだけであって、それは処分計画の見直しになっているんですよ。だから、そこは該当させるためには、先ほどの案をいただいて、そういう考えはないかと聞くことは可能なかどうかと。

○吉成議長 （実施計画）を入れると。

○齊藤副委員長 という形だと何となく先ほどの自分たちの使命としては少し取決めが、事務方から言ったことですから、いいのかなとも思うんですけども。

○吉成議長 取決めがそう言ったというよりも、この11条に照らし合わせればそういうことになるわけですよ。改定の内容がそういう内容ですから。実施計画までは踏み込んでいないから。

○相馬委員長 すみません、ちょっと暫時休憩いたします。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時40分

○相馬委員長 すみません、それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

これまでのやりとりの結果、まず結論としては報告にしたいということでございますが、それについては、このタイトルのところに（実施計画）というふうなものを加筆していただくという要望を添えてということで、実際に実施計画は議決案件ではないという要件から、そういうふうなことを加筆していただいて、報告案件にするというような内容で皆さんいかがでしょうか。

○鈴木委員 ちょっと待って。処分ということにしたいが、もう実施計画だから、小手先のことはなしで、素直に部長の話を聞いて、改めて検討した結果、実施計画なのということ、そういう文言に関わって変える必要はないんじゃないかと。実施じゃなくて報告でいいというのであれば、もう報告で私はいいと思いますけれども。文言の一々、下手なプライド持たないで、このままでいいと思うんですけれども。素直に、どうでしょうか。私の意見ね。方向性が決まったみたいなんです、後は皆さんの判断ですけれども。

○相馬委員長 という意見がございしますが、一応加筆することを要望して報告にするという内容かどうか。

○吉成議長 10年間、ではね、何もしていないことに対して我々はスルーなの。

○鈴木委員 していないわけではない……

○吉成議長 していますよ、だって、そう言ったじゃないですか。説明がそうなんだから。

○鈴木委員 2案件ぐらいしか処分していないと言

ったね。

○吉成議長 いやいや、そうじゃなくて、見直しをしていないことによって、もうこれまで以上に物件自体はあるわけ。本来であれば、それはもっと前に、我々の目に触れていいわけでしょう。

○鈴木委員 それを言うのであれば、議決案件にしてしっかり意見を言った方がいいんじゃないんですか。

○吉成議長 ただ、今言われるように、実施計画だと。実施計画はもう間違いなく議決案件にはそぐわないわけですよ。条例をそういうふうにつくってあるわけです。

○鈴木委員 じゃ、タイトルは実施じゃないから、単純に内容はもともと実施計画で来たので、タイトルの言葉が違うから、じゃ、今回報告に、タイトルをしましようというふうに、内容ではなくて、出してきた文言が……

○齊藤副委員長 違いますよ。だって、最初にこのタイトルと計画だから議決にしようと言っていたんじゃないですか。そうしたら、部長が実施計画だという話になっちゃったんです。であれば、出すほうも計画で出してくるのはおかしいじゃないですかという話を。中身はその後で、今、俺も議決でいいやと思ったら、玉野議員みたく、じゃ1,000個あったら1,000個やるんだよということになっちゃうという話なので、そこもやる気があればやってもいいんでしょうけれども、ただ、部長は実施計画とこう書いてあるんで。

○鈴木委員 いや、微妙なんだけれども、今後、じゃ実施計画であれば、もうみんな報告でいいんですね。

○吉成議長 ちょっといいですか。それはもう我々は最高規範である議会基本条例でうたっているわけですから。それを逸脱することはできないわけですよ。それに沿って当然議決案件なのか、報告

案件なのかの基準にしているわけだから。実施計画は、もう繰り返す言うけれども、これは議決案件じゃないんですから。

でも、これは今回、最初から計画だということだから、議決でいいんじゃないと思っていたものが、いや、これは間違いなく実施計画ですよというふうになってしまったと。であれば、我々からしてみたら、実施計画というのをどこかに記載してもらわなければ、そういう取り扱いできないでしょうという議論をしたわけ。

○鈴木委員 だから、文言は変えたほうがいいと。

○吉成議長 いや、文言を変えるんじゃないで、加筆しましょうと今、委員長が言ったとおりで。（実施計画）と。この計画自体はこのままのネーミングでしょう。括弧して実施計画。（概要版）というのと同じような表現の仕方。

○鈴木委員 じゃ、大体分かりました。それでいいんですけども、過去、それからこれからも実施計画については、内容が実施計画のものは加筆して、実施計画というふうに表示してもらおうとかね。そういうことでいくということですよ。

○相馬委員長 そこについてはまだ、向こうが今度どういうふうに判断してくるか。

○鈴木委員 実施計画というのが分かるようにしてくれということですよ、今の話はね。勘違いしちゃうから、こちらが。

○吉成議長 そういう表現をしたでしょう。

○鈴木委員 説明は実施計画だということだったということで、それは計画だと思ってやったんだけど。だから、本来は上げるときも実施計画と自信を持って言っている分には報告ですよということですね。だから、タイトルもこれからは実施計画だということで、それで……

○吉成議長 それは、だから向こうが考える問題で、我々がそこをね。

○相馬委員長 今回は実施計画というふうに加筆していただいとということで、報告案件にはいかがということで、いかがでしょうか。

○鈴木委員 私がこだわっているのは、報告でいいけれども、わざわざ実施計画とそこに入れなくてもいいかなというところです。

○相馬委員長 じゃ、よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○相馬委員長 そういう形で進めさせてもらいます。それでは、暫時休憩といたします。執行部の入席を求めます。

休憩 午前11時46分

再開 午前11時47分

○相馬委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

再度の議員間討議を行った結果、議会基本条例第11条に関わる計画案件であるというふうに関今まで審議をしてきたわけでございますが、事実上は実施計画であるということから、11条の定めるところの議決案件にはなく、であろうという意見等もあり、ただし、実施計画ということであれば、この那須塩原市未利用市有地の利用及び処分計画について、（実施計画）という加筆をお願いできないかという意見でございます。

という意見を添えて、委員の意見は報告ということでありました。

この後、取扱いについて再度決定を見たいと思っておりますが、執行部の意見をお伺いいたします。

総務部長。

○山田総務部長 今回の実施計画の加筆というのは、計画書の中にとという意味でよろしいですか。計画書の中に実施計画という形で明文化しろというこ

とではなくてですか、すみません。加筆というのは。

○相馬委員長 報告案件としての中身ということでございます。

○吉成議長 例えば（概要版）とか括弧何々とありますよね。

○山田総務部長 この計画書の。

○吉成議長 （実施計画）と入れていただければ、議決案件ではないということが明確になるということですか。

○相馬委員長 再度、総務部長の意見を。総務部長。

○山田総務部長 当然のことながら、先ほど議論している中で御心配の市のどんな土地を売ったりするのというところが当然の形であります。それはもう計画ができた段階で、委員さんに詳しく報告説明をする義務はあろうと思います。その辺はきちっとやっていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○相馬委員長 それでは、これまでのやりとりを踏まえまして、案件の取扱いについてお諮りいたします。

本件については報告とすることで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議なしと認め、本件については報告案件とすることに決しました。

以上で総務部案件の協議事項は終了といたしました。

それでは、執行部入替えのため暫時休憩といたします。

休憩 午前11時50分

再開 午前11時51分

○相馬委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、産業観光部案件の第7次国土調査10カ年計画について協議をいたします。

執行部から御説明をお願いします。

産業観光部長。

○小出産業観光部長 それでは、第7次国土調査10カ年計画の策定についてということで、御説明をさせていただきたいと思っております。資料に基づいて説明をさせていただきます。

まず、こちらの計画ですけれども、こちらの計画につきましては、国土調査法並びに国土調査促進特別措置法に基づきまして策定する計画という形になります。これまで6次まで計画を策定しておりまして、この計画に基づきまして、順次市内の地籍調査を行ってきております。

その6次計画が平成31年度で終了することから、新たにどこの場所をやるかというふうにはですね、令和2年度から令和11年度までの計画を作成するといったものでございます。

計画の概要でございますけれども、今回の計画につきましては、大原間地区、大原間地区は既に着手しておりまして、その残りの地区ですね。それから、黒磯駅西側の地籍調査を進めたいということで、具体的には宮町から、地元から要望がございまして、宮町だけというわけにいかないの、その周辺地区含めて黒磯駅の西側を調査を進めたいというものでございます。

計画の期間につきましては、繰り返しになりますが、来年度から令和11年度までという形でございます。

市民等への効果、影響というところでございますけれども、地籍調査を行うメリットとしましては、土地取引の円滑化、公共事業の円滑な実施、

災害復旧の迅速化、固定資産税の適正な課税等が上げられるというところでございます。

また、市民参画の有無、内容につきましては、パブリックコメント等の実施は行わないというところでございます。

それから、総合計画上の位置づけにつきましては、基本施策の4の計画的な土地利用を推進するの具体的な施策の円滑な土地利用を推進する中に、地籍調査を実施するといったところで位置づけているところでございます。

関係法令につきましては、国土調査促進特別措置法、国土調査法といったところで、この特別措置法の中で10カ年の計画を策定しろといったところが明文化されているところでございます。

上位計画ですね。国の計画につきましては、来年1月に策定される予定といったところでございます。

議会への対応、その理由ということなんですけれども、本計画は国土調査促進特別措置法及びそれに基づいて国の計画に基づき策定するものということで報告したいというところでございます。具体的には、今回定める計画というのは、要するに国に対して予算の要望を要求するというもので、計画の内容としては、具体的な場所、それから面積、概算費用を国に提出して、承認をいただいて、翌年度からの国庫補助につなげるといったものが計画の内容という形になります。

もう少し具体的に申し上げますと、大原間地区の0.39km²、宮町0.09km²、それから新朝日町、本郷町、中央町、それから本町、黒磯幸町、錦町、豊町といったところで、トータル1.32km²を今回の計画に位置づけて、国に要望しまして予算議決をいただき実施してまいりたいという内容となっております。

説明は以上でございます。

○相馬委員長 説明が終わりました。

質疑等はございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 ないようですので、質疑等を終了したいと思います。

ここで案件の取扱いについて議員間討議を行うため、執行部の退席を求めます。

討議後改めて入室していただきますので、第3委員会室において待機いただければというふうに思います。

それでは、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時55分

再開 午前11時56分

○相馬委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

第7次国土調査10カ年計画についての取り扱いを協議いたします。

委員の皆様から御意見を伺います。

中里委員。

○中里委員 国の計画に基づき作成している計画でありますし、報告ということですので、報告でよろしいかというふうに思います。

○相馬委員長 報告でという御意見でございます。

そのほか御意見ございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○相馬委員長 ありがとうございます。

それでは、意見がないようでございますので、執行部の入室を求めます。

暫時休憩といたします。

休憩 午前11時56分

再開 午前11時57分

○相馬委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

議員間討議の結果、上位法に基づいて作成する計画だということをごさいます、報告が適当であるというような意見でございます。

この後、取扱いについて決定を見たいと思いますが、執行部からの御意見等ございますか。

[発言する人あり]

○相馬委員長 それでは、案件の取扱いについてお諮りいたします。

本案件について、報告ということで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○相馬委員長 異議なしと認め、本件については報告案件とすることで決しました。

以上で産業観光部関係の協議事項は終了いたしました。

それでは、ここで執行部入替えのため暫時休憩といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午前11時59分

○相馬委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、生活環境部案件の那須塩原市分別収集計画について協議に入ります。

執行部からの説明をお願いいたします。

生活環境部長。

○鹿野生活環境部長 それでは、那須塩原市分別収集計画、第9期になりますけれども、この策定について説明させていただきます。

この計画の目的ですけれども、容器包装廃棄物を分別収集することによりまして、いわゆる3Rです、これを推進しまして、最終処分量、この削減を図るということを目的としております。市民、事業者、行政が一体となりまして、循環型社会の形成に寄与すること、こちらが目的としてうたわれておるところでございます。

概要といたしましては、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律、それから環境省の作成手引、こちらに基づきまして、容器包装廃棄物の収集量、こちらの推計値を項目ごとに定めたものということになります。

計画期間は5年ですが、3年ごとに見直しを行うこととされているところでございます。現在の第8期の計画につきましては、平成28年度に策定をいたしまして、計画年度は平成29年度から平成33年度、令和3年度の5年間としたものでございまして、それから3年がたって、今年度に9期目の計画を策定するというものでございます。計画期間は令和2年度から令和6年度の策定期間ということになります。

平成30年度3月議会におきまして議決をいただきました那須塩原市一般廃棄物処理基本計画、こちらの内容と当然合致しているということはもちろんでございますけれども、その計画を実現するための計画であること、それから、国が公表する分別収集計画量、こちらの基礎資料となる計画であること、こういったことから、対応といたしましては、議員全員協議会への報告ということで対応したいというふうに考えているところでございます。

説明は以上になります。よろしくお願いたします。

○相馬委員長 説明が終わりました。

質疑等はございますか。

ありませんか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 ないようですので、質疑等を終了したいと思います。

ここで議案の取扱いについて議員間討議を行うため、執行部の退席を求めます。

なお、討議後に改めて入室していただきますので、第3委員会室において待機していただきますようお願い申し上げます。

それでは、暫時休憩といたします。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 零時02分

○相馬委員長 休憩前に続き委員会を再開いたします。

那須塩原市分別収集計画について取扱いを協議いたします。

皆さんからの御意見を伺います。

鈴木委員。

○鈴木委員 資料にある議会への対応理由というところにあるとおり、基本計画にのっとり、また国の指針にのっとりできる計画であるので、報告でよろしいと思います。

○相馬委員長 報告でという御意見がございます。

そのほか御意見ございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 ないようですので、議員間討議を終了したいと思います。

執行部の入室を求めます。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 零時03分

再開 午後 零時04分

○相馬委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

委員の意見は報告でありました。

この後、取扱いについて決定を見たいと思いますが、執行部からの御意見等はございますか。

[発言する人あり]

○相馬委員長 それでは、案件の取扱いについてお諮りいたします。

本案件について、報告をすることで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○相馬委員長 異議なしと認め、本件については報告案件とすることに決しました。

以上で生活環境部関係の協議事項は終了いたしました。

以上で(2)議会基本条例第11条に基づく計画等についてを終了といたします。

—————◇—————

◎その他

○相馬委員長 次に、次第(3)その他について議題といたします。

執行部から何かございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○相馬委員長 委員から何かございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○相馬委員長 それでは、この後、議会側でその他に入りますので、執行部におかれましては、ここで退席をお願いいたします。

大変お疲れさまでした。

暫時休憩といたします。

10分間休憩します。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 零時14分

- 相馬委員長 （那須塩原市議会取組実行計画について。）
- 相馬委員長 （議会運営委員会議員研修について。）
- 関根議事調査係長 （事務連絡。）



◎閉会の宣告

- 相馬委員長 なければ、議会運営委員会を閉会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 相馬委員長 意見はないようですので、それでは以上をもちまして、本日の議会運営委員会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 零時34分